

施政方針

「新たなステージへのステップアップ」



1. はじめに

市政運営の 基本的な考え方

令和6年第2回宮古島市議会の開会にあたり、市政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を説明し、市民の皆様および議員各位に、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和6年の年明け、能登半島で最大震度7の地震が発生しました。新年早々の大災害に心を痛めると同時に、自然災害の脅威を痛感し、改めて市民の生命と財産を守らな

ければならない重責を強く認識したところです。

また昨年から、円安やウクライナ情勢等によるエネルギー・物価の高騰が長期化し、市民生活や経済活動への影響は、現在も続いています。

一方で、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことにより、旅行など移動行為の活発化による観光需要の高まりから、本市への観光客は大幅に増加し、空路による入域観光客数は過去最高を記録しています。日常生活における行動制限等がなくなったことで、「全日本トライ

アスロン宮古島大会」や「100kmワイドマラソン」など、コロナ禍で中止・延期が続いていた本市を代表する各種スポーツイベントが再開され、あらためて「スポーツアイランド宮古島」を国内外に発信することが出来ました。市内各地では、各種学校行事や地域主催のイベントの実施、4年振りに行われた「宮古島夏まつり」や初の試みとなった「産業まつり」と「肉まつり」の同時開催など、多くの人が集まる様々なイベント等が催されました。

活気があふれ賑わいのある光景を目にすると、ようやく日常生活が戻ってきたと実感するとともに、コロナ禍を経て、価値観や働き方、ライフスタイルが大きく変わり、時代の転換期を迎えていると感じております。

このように大きく変化する社会情勢の中、市政運営においては、市民ニーズに適切かつ柔軟に対応しつつ、これまでの取組で見えてきた方向性を踏まえながら、新たなステージへのステップアップに向けて、掲げてきた公約の着実な遂行に一層力強く、取り組んでまいります。

はじめに、「市民の所得向上」についてであります。

市民の所得向上については、6次産業化の推進、地産地消の促進により農畜水産業や観光産業の付加価値を向上させ、域外からの投資を確保するとともに、地域内の経済循環を促進し、経済の活性化を図ります。

農業においては、収穫量の増加および品質向上による農家所得向上への土台となる良質な土づくりを推進するため、効率的で持続性の高い堆肥施設の整備として、狩俣地区において、堆肥施設から運搬・散布まで地域での一貫体制モデルの構築に取り組みます。

地産地消の促進に向けては、生産から消費までをつなぐ仕組みの構築に向け、上野庁舎に農作物を保管するプレハブ冷蔵庫を設置しました。昨年12月より稼働を開始しており、長期保存による供給体制の確立に向けて、学校給食への地産食材提供の安定化に取り組みんでいます。

今後は、これまで食材の提供を進めている学校給食以外に、小売店や飲食店、福祉施設等への提供についても検証を進め、地産食材

の利用率向上を図ります。

加えて、6次産業化の拠点施設としても整備を進めている上野庁舎においては、民間活用に向けて、インフラ整備等の改修工事を実施するとともに、入居事業者に対して、商品開発や販路開拓等の伴走支援を行う「インキュベーターチーム」を配置し、創業支援を強化します。

入居事業者の成長と事業化をサポートすることにより、地産食材を活用した加工・飲食等の事業者数を拡大し、生産者所得や地産地消率の向上を図ります。

観光産業においては、観光客数は大幅に増加していますが、コロナ禍からの回復による一過性のものでないため、プロモーション活動や国内外の新規航空路線就航に向けたエアポートセールス等を継続して実施するとともに、多様な観光ニーズに対応するため、地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツの提供など質の高い観光の推進に取り組みます。

また、昨年は新たに、熊本県山鹿市と友好都市交流協定を締結するとともに、産業まつりに多くの友好・交流都市に参加をいただく

など、都市間交流を深めてまいりました。

今後も、各都市の観光物産イベントへの出展や教育・スポーツなど様々な分野での交流を推進し、交流人口の拡大を図ってまいります。

一方、インバウンドの流入が本格的に再開したこともあり、観光客の増加に伴うオーバーツーリズムへの対応など、受入体制の強化が必要不可欠となっております。

「宮古島市観光推進協議会」を中心に、市民生活や自然環境と調和した持続可能な観光地の形成に取り組むとともに、受入環境の整備や魅力づくりの推進等に活用するための宿泊税の導入に向けて、引き続き取り組んでまいります。

市民の所得向上には、各産業分野の振興と併せて、ビジネススキルの高い人材の確保・育成が重要であると捉えております。

そのため、人材確保の課題となっている住居不足への対策として、空き家や公営住宅等を有効活用した若者の定住促進への取組を進めるとともに、新たに「宮古島市奨学金返還支援事業」を実施し、働く若者への支援を後押しすることで、市内への就職を促進し、企業

の人材確保等に繋げてまいります。

また、本年4月に開校する、宝塚医療大学・観光学部・宮古島キャンパスをはじめとして、大学との連携による観光人材の育成や誘致支援に取り組んでまいります。

こうした取組を一体的に展開するとともに、所得向上へ向けた推進体制の強化を図るため、庁内に「市民所得向上プロジェクト推進本部」を設置しました。併せて、市内経済団体をはじめ、福祉団体や関係行政機関等で組織する「市民所得向上懇話会」も立ち上げておきます。

幅広く専門的な意見を聴取し、市の取組の充実を図るとともに、官民連携により、事業者の「稼ぐ力」の強化と所得向上への取組を推進してまいります。

次に、「誰一人取り残さない社会の構築」についてです。

少子化の進行や女性の活躍による就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに向けて、きめ細やかな支援を充実させるとともに、子育て世帯に配慮した様々な取組を推進します。

妊産婦や子育て世帯への相談支援について、母子保健機能と、児童福祉機能を一体的に担う「こども家庭センター（仮称）」を新たに設置し、体制の強化を図ります。併せて、妊娠初期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うとともに、妊娠届時に5万円、出産届時に子ども一人当たり5万円が受け取れる経済的支援を一体的に実施します。

令和5年4月より、新たに「拠点型子どもの居場所」を設置し、不登校や発達障害等、一般的な子ども居場所では支援が難しい子ども達と保護者を対象に、ソーシャルワークの実施、食事の提供や学習支援などを行っています。引き続き、これらの拠点型子どもの居場所機能の充実を図ってまいります。

教育については、島の宝である子ども達の生きる力を育むため、「GIGAスクール構想の推進による情報活用能力の育成」「幼児教育と義務教育との円滑な接続による小学校低学年の学びの充実」「読書活動の推進」「学ぶ意欲を高める漢検・英検・数検等の検定料の全額支援」を実施し、超スマート社会

2. 主要施策

が可能なスポーツ拠点としての機能と災害時の防災拠点としての機能を併せ持つ、新たな総合体育館の早期整備に向けて取り組みます。プロ野球チームの誘致が可能な仕様として整備された伊良部野球場については、本年1月に屋内運動場およびサブグラウンドが供用開始され、2月より韓国のプロ野球チームや大学生のチームによるキャンプが行われています。今後もキャンプ誘致活動に取り組みるとともに、伊良部屋外運動場施設の敷地内に市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる、多目的運動広場の整備を実施し、年間を通じた利用促進により地域の活性化を図ります。観光客の増加等に対応し、処理機能の安定を図るため整備を進めている新たな処理施設については、令和7年度の供用開始に向けて、工事を進めてまいります。以上が市政運営の基本的な考え方になります。続いて、主要施策について申し上げます。

1 地下水や豊かな自然環境と共生する島づくり
市民生活および産業振興の基盤となる地下水を保全するため、地下水モニタリング調査を実施します。モニタリング調査の結果を地下水審議会に報告し、連携して地下水水質の保全に繋がるとともに、新たな水質分析項目として、ネオニコチノイド系農薬類を追加します。白川田地下水流域において、地質構造と流域界位置の精度向上等の調査を継続し、新たな水源候補地の選定に繋がります。また、増加する水需要に適切に対応するため、「長期水需要計画」の策定に取り組みます。環境に配慮した農業の取組として、国の「みどりの食糧システム戦略」で掲げる化学農薬使用量の50%削減および化学肥料使用量を30%低減する目標と連動し、有機質肥料への転換を進め、地下水保全と地力増進を図ります。不法投棄を未然に防ぐため、テレビコマーシャルなどを利用し、意識の向上を図るとともに、回収

が可能な場所にあるごみについては、積極的に撤去を進めます。市民と一体となって海岸保全に取り組むため、海岸清掃ボランティアで収集されたごみの回収・処分を行うなど、ボランティア活動を支援します。また、漂着ごみのリサイクルについて検討を進めます。与那覇湾の保全に取り組むため、赤土流出モニタリングにより、流出等による海域への影響を調査します。併せて、ほ場整備箇所におけるグリーンベルトの植え付けや講演会などを通じた啓発活動を行います。本市の豊かな自然環境および生物多様性を次世代へと繋ぐため、クジャクの捕獲等、外来種対策を実施し、希少種や宮古固有種等の保全に取り組みます。自治会・学校・企業・道路の里親等と連携し、花の苗の鉢植えや育苗した苗の植栽を実施することにより、花と緑で彩られた美しい島づくりを進めます。豊かな自然環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止、快適な生活環境の維持・向上等を目的に下水道整備および合併処理浄化槽設置の推進を図ります。

2 子ども達が笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちる島づくり
再生可能エネルギーの効率的・効果的な活用を促進するため、電気自動車や関連機器の購入を支援します。また、省エネによるエネルギー自給率の向上に向けて、LED照明や高効率空調機器等の購入に対する補助を行います。エコ活動の促進のため、公式サイトやSNS等を活用した普及啓発を推進するとともに、エコアクションにより獲得できる地域クーポン「理想通貨」の利便性を高めるため、紙媒体からデジタル化に向けての取組を進めます。未来を担う子ども達が、地域や学校の諸課題等について考え、自ら市政に提案する機会を創出するとともに、行政や議会、まちづくりに関心を持ってもらうために、子ども議会を開催します。心豊かで健やかな子どもを育て、放課後や週末等において、学校の空き教室等を活用した子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりを推進します。不登校等、課題を抱える児童生

に対応できる人材の育成と学力向上を推進します。また、インクルーシブ教育を推進し、特別支援教育を充実させることで、切れ目のない支援が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた「個別最適な学び」の実現に向けて取り組みます。子ども達が島外での文化・スポーツ活動に参加する際の支援である選手派遣費については、令和5年度、高校生など県立学校の児童生徒にも補助対象を拡充しました。令和6年度は、県内派遣補助のさらなる拡充を図るとともに、修学旅行の費用についても、補助上限額の引き上げを実施します。また、これまで交通コスト還付事業の補助対象外となっていた12歳に達する小学6年生について、新たに還付の対象とします。これらの離島における移動の不利性に対して支援することで、保護者の負担軽減と様々な経験を通じた子ども達の心身の育成を図ります。学校施設について、老朽化による劣化箇所等の修繕を進めるとともに、トイレの洋式化や特別教室へのクーラーの設置を進め、子ども

も達が安心して安全に学ぶことができる環境を構築します。一人暮らしの高齢者や小規模世帯の増加、コロナ禍による生活様式の多様化など、人と人とのつながりが次第に希薄化し、地域が持つ相互扶助の機能が低下しつつあることから、地域福祉活動のネットワーク化を推進し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに対応したサービスの提供が必要だと考えております。そのことから、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりの充実、障がいのある方の経済的な負担軽減や生活支援等、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。少子高齢化や人口減少が進行する旧町村地域において、地域が持つ魅力的な資源を活用し、賑わいを創出する拠点整備に向けて、地域住民へのヒアリングや既存公共施設の活用状況の整理等を行い、地域別の基本計画を策定します。次に「市民のための市政」についてです。市民ファーストの市政運営には、市民の声に耳を傾け、多様化する市民ニーズを的確に把握しながら

効果的な施策の展開を図るとともに、公平・公正な行政を推進することが重要だと考えております。そのため、「地域懇談会」を開催するなど、地域の声を反映した、市民と協働での島づくりに取り組むとともに、部局間の連携を強化し、質の高い行政サービスの提供を図ります。本市の財政状況は、市税等の自主財源が着実に増加する一方、普通交付税、財政調整基金の減額傾向、扶助費等の増嵩傾向により、予算編成が年々厳しい状況にあります。そのため、予算執行においては、国や県からの各種補助金や企業版ふるさと納税等により財源を確保するとともに、民間資金を活用した整備・運営に取り組む等、創意工夫により限りある財源を効果的・効率的に活用してまいります。また、令和2年度に策定した「長期財政ビジョン」について、年度毎にローリングを実施し、物価高騰などの社会情勢に対応した健全な財政状況を継続してまいります。入札手続きの透明性・公平性の確保、入札契約事務の効率化等を図るため、令和6年度より、電子入札システムによる一般競争入札

を実施します。次に、「新たなステップアップに向けたプロジェクトの推進」についてです。本市は、平成17年に5市町村が合併した経緯から、多くの類似公共施設を抱えており、行財政改革の推進と併せてこれらの整理にも取り組んでいます。一方で、空き施設や老朽化した施設は、有効活用が可能なストックでもあり、これらを活用した振興発展へのプロジェクトを推進することも重要であると考えております。中心市街地に位置し、既存ストックとして大きな可能性を持つ平良庁舎の利活用については、PFI事業にて民間利活用の募集を行い、優先交渉権者の選定を行いました。中心市街地に新たな賑わい・交流を創出する施設として、早期開設を目指し、選定事業者との連携を図ってまいります。度重なる台風被害等により老朽化が進んでいる総合体育館については、地下駐車場やサブアリーナを備え、市民の多様なスポーツニーズへの対応、健康増進の強化、各種イベントの開催等、様々な活動

徒の社会的自立に向けて、校内自立支援教室の設置や学習支援員の配置等、支援体制の構築を図ります。

地域と共にある学校の実現を目指して、コミュニティ・スクールの導入に取り組みとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働できるように、地域学校協働本部の取組を推進します。

遠方からバスを利用して通学する中学生・高校生の保護者の負担軽減を図るため、バス回数券の購入に対して支援を行います。

本市の文化活動の振興を図るため、文化芸術の振興拠点となる文化ホール（マティダ市民劇場）のさらなる利用促進に向けて、管理運営計画の策定に取り組みます。

宮古馬放牧場の一般公開を実施し、宮古馬の保存と観光資源としての活用に向けた普及活動に取り組みます。

宮古上布・苧麻織みの技術・魅力の発信を推進するため、歴史文化資料館において展示室の整備や企画展等を開催します。併せて、指定文化財の保全と適正な管理および修復作業や保存管理のための計画を策定します。

4 島の特色を活かした産業と多彩な交流・活力にあふれる島づくり

ふるさと納税への寄附を推進するため、寄附に対する返礼品の開発・発信を行い、特産品の知名度向上を通じた地場産業の活性化を図ります。

宮古島ICT交流センターを活用し、サテライトオフィスやワーケーションの誘致を進めるとともに、宮古島BPOセンターとの連携など、新たな雇用の促進を図ります。

さとうきびや園芸作物に対する有機質肥料と緩効性肥料の購入補助について、堆肥センターで製造された肥料の袋販売への補助に加えて、量り売りも補助の対象とすることで、循環型農業の推進と地力増進を図ります。

製糖製造に伴い発生する副産物について、堆肥製造施設への輸送補助を行い、地域循環型の堆肥製造を推進することで、農家への販売価格の値下げにつながります。

収益性の高いハウス施設等について、修繕に必要な資材購入の一部を支援します。

市民の読書環境および児童生徒の学びの環境を向上させるため、図書資料や電子書籍を充実させます。

島の宝である博物館資料を後世に遺し伝えるため、資料の保存修復等を行います。また、来館者の利便性向上のため、案内看板の充実を図るとともに、館内にWiFi環境を整備します。併せて、博物館資料等をより広く公開・活用するため、デジタル・ミュージアムの整備を推進します。

3 一人ひとりが支え合う幸せと潤いのある島づくり

支援を必要とする市民へのサービス導入等により地域福祉力の向上を図るため、各地区でのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。

高齢者の要介護状態や認知症の進行を防ぐため、外出等における移動手段への支援として、シニアカーの購入費への助成を行います。また、旧町村部からスーパーや病院等が集積する市街地までを結ぶ新たな公共交通手段の構築に向けて、「系統3番・友利線」でのデ

マンド型交通の実証運行を実施します。

増大する介護需要への対応として、介護人材の確保および介護職の定着率向上を図るための「介護初任者研修」「介護福祉士実務者研修」を新たに実施します。

障がい者のそれぞれの状況等に応じた支援を継続するとともに、各種サービスや相談体制の充実を図り、障がい者が自立して社会に参加できる環境づくりに取り組みます。

児童発達支援事業所を利用する保護者の負担軽減のため、対象児童へ提供する給食やおやつ費用を助成します。

子育て環境の整備・充実を図り、保護者が安心して働けるよう、下地区に放課後児童クラブ、伊良部地区に放課後児童クラブと子育て支援センターの機能を併せ持つ児童館を新たに整備します。

保育士の業務負担軽減および離職防止を図るため、保育人材の確保など、保育体制の強化を進めます。

ひとり親家庭を対象に、民間アパート等の賃貸物件を活用した住居支援や資格取得等への支援を行います。

自然災害に対するリスクを軽減し、持続的な農業生産を行うため、各種農業保険事業の農家負担分への支援を拡充することで、災害等による損失防止に取り組みます。

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、必要な機械・施設等の導入を支援するとともに、就農直後の経営開始資金を交付します。

農業生産活動の基盤である農業水利施設の長寿命化対策および防災・減災対策を実施します。

優良繁殖雌牛の自家保留に対し支援を行うことで、畜産振興へ向けた繁殖生産基盤を充実・強化し、肉用子牛の生産数の増加を図ります。また、素牛増産に向けた優良母牛への更新を支援し、肉用牛の生産拡大に取り組みます。

畜産農家の飼料高騰に対する負担軽減のため、飼料の自給率アップに向けて、バガス、酒粕などの資源を活用した島内循環型の飼料生産体制づくりに向けた調査を進めます。

地域コールドチェーンの構築に向けて、鮮度保持冷凍設備を用いた水産物の鮮度保持の実証事業を引き続き実施します。

シャコガイ類の種苗生産および技術支援、モスクの種付け、シラヒゲウニの中間育成と放流を行い、水産資源の維持・保全を図ります。

また、藻類のクビレオゴノリ、キリンサイについて試験的増殖を行い、養殖事業としての確立を調査します。

高野クルマエビ養殖場の早期の事業再開に向けて、周辺設備の修繕を進めます。

みなとまちづくり計画を推進するため、ひらりん公園周辺地区で事業を展開する事業者選定の公募を新たに実施します。また、トゥリバー地区について、民間資金の活用やPFIの導入可能性について検討を進めます。

伊良部地域の観光拠点として、牧山公園の再整備に取り組みます。水上オートバイ等の事故防止と遊泳者の安全を図るため、「水上オートバイ等事故防止重点区域」を拡充します。

島の生産物を使用した魅力ある新たな商品開発を推進するため、ブランドینگ開発に特化したコンテンツ等々の開催に向けて取り組みます。

雇用や経済を支える中小企業等

い、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

こどもの疾病の早期発見と早期治療による健全育成のため、通院・入院ともに中学校卒業までを対象に医療費の保険診療自己負担分を助成します。

子育てしやすい環境づくりとして、オンラインによる医師や助産師との相談や子育て支援アプリの導入など、インターネットを活用した育児支援事業を実施します。

積極的な受診勧奨により、がん検診および基本検診の受診率を向上させ、市民の健康増進と健康寿命の延伸を図ります。

難病を抱える方や不妊治療を行う夫婦等、本市以外での治療を余儀なくされている方の経済的負担の軽減を図るため、渡航費の一部を拡充して支援します。また、子宮頸がんワクチン接種後の健康被害を訴えている方については、渡航費に加えて医療費等についても助成します。

心肺蘇生法やAEDの使い方、けがの手当などの応急手当の習得に繋げるため、市のホームページやSNS等を活用して救命講習会への受講者の拡大に取り組みます。

の振興によって地域経済の活性化を図るため、基本的な考え方や方向性を示す「中小・小規模企業振興条例」の制定に向けて検討を進めます。

「脱炭素グッド」を軸に観光業と共存した地域の活性化を実現するため、国から脱炭素先行地域として指定された狩俣地区・下地区において、太陽光パネルと蓄電池の導入を進めます。

八重干瀬およびその周辺地域の国定公園等への指定に向けて、自然環境調査やその結果に基づく保全活用のための関係者協議を進めます。

宮古上布の後継者育成と原材料である苧麻系の確保に向けた取組を推進するとともに、宮古織物事業協同組合と連携した系紡ぎ研修や展示会等の開催により、宮古上布のPRおよび販売促進に取り組みます。また、新たな商品開発として、麻織りに焦点を当て、多彩な商品の創出に取り組みます。

「全日本トライアスロン宮古島大会」「100kmワイドマラソン大会」「17エンドハーフマラソン」等、本市の魅力ある自然を活かしたスポーツイベントを開催し、閑散期の観光対策による地域活性化を図ります。

**安全・安心で快適な暮らし
が持続する島づくり**

自主防災組織の必要性についての啓発を図り、新規の設立や設立後の育成・強化のための活動支援に取り組みます。

防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、中央縦線の無電柱化を実施します。

災害リスクを低減するため、想定される浸水被害等に対する雨水管理総合計画を策定するとともに、災害に強い下水道施設の構築に向けて、大規模な地震等に対する施設の耐震化等計画の策定に取り組みます。

消防活動に欠かせない消防水利施設について、充足率向上を図るため、平良地区と伊良部地区に2基ずつ新たに設置します。

都市づくりについて、「みなとまちづくり基本構想」「中心市街地活性化基本計画」「市役所周辺まちづくり基本構想」の3つを連携し、平良港から中心市街地、市役所周辺、宮古空港を結んだ新たなまちづくりを進めます。

伊良部地域における都市計画区域への編入、防災集団移転について、調査結果を基に課題を洗い出し、説

明会等を開催しながら、伊良部地域のまちづくり構想を策定します。

宮古空港東側と総合庁舎周辺エリアの一体性・利便性の確保を図るため、宮古空港横断トンネルの早期整備に向けた調査を行います。

海と海辺を活かした多様なレクリエーションを提供できる県営公園の早期実現に向けて、宮古広域公園整備推進会議等と連携して取り組みます。

都市公園内の施設について、適切な長寿命化対策を進め、効率的な維持管理や更新等を行います。また、老朽化により利用禁止となっている大嶽城址公園展望台の建て替え工事を実施します。

民間資金等を活用し、公園利用者の利便性の向上と財政負担の軽減を図るため、公募設置管理制度（Park-PIF）の導入に向けて、民間活力を活用した都市公園の整備や管理方針等を整理する基本計画の策定に取り組みます。

持続可能な公共交通の維持・確保に向けて、市民ニーズの把握、バス路線の再編や新たな交通形態の導入可能性に向けた調査を実施します。公営住宅について、入居にあたっての保証人条件を撤廃するほか、旧

町村地域での若者の定住を促進するため、空き室の有効活用を図ります。

リゾート開発等に起因する水需要の増加や緊急時への対応のため、伊良部浄水場の再整備を行います。また、老朽化している硬度処理施設を更新するとともに、新たな配水池の築造を行います。

**⑥ 市民との協働により
夢と希望に満ちる島づくり**

自治体DXの推進に向けて、デジタル技術の活用が可能な業務の抽出・整理を進め、業務の改善や効率化を図ります。

マイナンバーカードを使用したオンライン申請について、子育て・介護、転出・転入など27の手続に加えて、市民ニーズの高い手続や行政事務の効率化につながる手続への拡充を進めます。また、マイナンバーカードの普及促進と円滑な交付のため、夜間や休日窓口の実施、出張受付等により、日中や平日での申請等が困難な方への機会を確保します。

広報みやこじま、ホームページ、行政チャンネルなど多様なツールを活用し、行政情報や多彩な話題等を広く周知することにより、市民に親しみやすい市政づくりに繋がります。

市公式LINEの機能強化に取り組み、受信設定機能等を新たに実装し、市民が必要な情報を効率的に受け取れるようにすることで、情報発信ツールとしての機能を高め、行政サービスの利用向上を図ります。

自主的で個性豊かな宮古島の形成に向けて、地域の個性や資源を活かした取組を推進する地域づくり団体や自治会等に支援を行います。

地域の拠点となる公民館等の環境整備の一環として、イス・テーブル・音響機器等の購入を支援し、地域の活動や伝統行事等での活用によるコミュニケーション活動の活性化を図ります。

女性が活躍できる社会を目指して、家庭、職場、学校、地域等、あらゆる場において女性が安心して働ける職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスへの意識啓発活動を推進します。

③ おわりに

私が第5代宮古島市長に就任してから、3年が経過しました。

これまで、市民ファーストを基本姿勢に、市民の所得向上、誰一人取り残さない社会の構築等を公約とし

て掲げ、その達成に向けて様々な分野での取組を推進し、一歩ずつ着実に歩んでまいりました。

コロナが収束し、時代の転換期を迎える中、令和7年10月には、5つの市町村が合併してから20周年を迎えます。節目を目前に、市長任期の集大成として、将来を見据えた持続可能な島づくりを堅実に進めることが私の責務であると考えております。

「はじめに」の部分でも述べましたとおり、令和6年度を新たなステージへのステップアップと位置付け、6次産業化の推進を柱とする地域の「稼ぐ力」の強化、質の高い観光産業の推進、きめ細かい行政サービスの提供等について、これまでの取組をより強化しながら、本市のさらなる飛躍に向けた「市民のための市政」運営に邁進してまいります。

最後になりますが、持続可能で豊かな島づくりに向けて市民の皆様、そして市議会議員各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。私の施政方針いたします。

令和6年3月1日
宮古島市長 座喜味 一幸

「みゃーくナビ 医療と介護の検索サイト」をご活用ください！

「みゃーくナビ 医療と介護の検索サイト」地域包括ケアシステムの一つとして地域の通いの場や医療機関、介護保険サービス事業所などの情報を一元化し、市民に情報提供を図るとともに、従事者の皆様の支援を目的とした情報サイトを令和5年11月20日より公開しております。

【閲覧できる内容】

- 介護事業所
訪問・通所・施設などの各サービス事業所の住所・連絡先・サービス内容・ケアプラン作成可能数等の空き情報など
- 医療
病院・診療所・歯科・薬局など
- 地域資源
通いの場・いきいき百歳体操・サロンなど

★通いの場、医療機関、介護事業所などをご自宅の近くにある地域資源を地図から検索できます。お持ちのスマートフォンからは、現在地から検索も可能です。



【利用方法】
市ホームページトップのバナーもしくは、QRコードからアクセス
問 高齢者支援課 介護予防係 ☎ 73-1979

**消費者相談 迷ったら相談しよう！
～携帯電話利用料の高額請求「なんでこうなるの？」～**



Q 家族の携帯電話の利用料金を合算して私のクレジットカードで払っている。今月の利用料がいつもと違って約30万円の高額請求になっていたのですが、架空請求を疑い、カード会社に問い合わせたところ、子どもが携帯電話でゲームをしていることが分かった。しかし、本人に聞いた覚えがないと言っている。どうしたらいいですか？

A 携帯電話料金を合算して他の商品購入代金を支払える決済サービス（＝キャリア決済）では、クレジットカードでの支払いを選択している消費者も多くいらっしゃいます。子どもが携帯電話でオンラインゲームに夢中になり、有料課金のゲームを続ける場合、事例のような高額請求を受けることがあります。ゲームへの課金も契約です。未成年者契約の取消しを通知できますが、事業者との交渉には子どもからの聴き取りなど協力が必要となり時間がかかります。未然防止対策として、キャリア決済の限度額の変更、ペアレンタルコントロール機能を導入するなど、親子でスマホの利用についてルールを決めましょう。



沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎ 72-0199(9~12時/13~16時) ※平日のみ
宮古島市地域振興課 消費者相談窓口 0980-73-2695
土・日・祝祭日は消費者ホットライン 188

学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられておりますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「**学生納付猶予制度**」が設けられています。

1. 対象者

- 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等
※一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは日本年金機構までお問い合わせください。
※海外留学（概ね1年以上）している期間は、強制加入の対象ではないため、学生納付特例の申請はできません。
- 学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方
※所得の目安・・・128万円＋{(扶養親族の数)×38万円}で計算した額以下

2. 申請方法

学生納付特例申請書に学生証（コピー）または在学証明書（原本）、失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類を添付し、下記まで提出してください。

- 住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口
- お近くの年金事務所
- 在学中の学校
※在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う認可をうけている場合に限りです。

■郵送での提出も可能

3. 申請できる期間

- 学生納付特例の申請期間は、原則として4月から翌年3月までの12ヶ月間となります。
- 過去の期間にさかのぼって申請する場合は、2年1ヶ月前の分までとなりますので、申請忘れ等がありましたら速やかに申請してください。

4. 注意事項

- 学生納付特例の申請が遅れると、不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。
- 複数年度の申請をする場合は、複数枚の申請書の提出が必要です。
- 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名および転出入日を記入してください。
- 学生納付特例の承認を受けた方が、承認期間の途中で、退学等の理由により学生でなくなった時は、届出が必要です。
- 学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。
- 承認された期間の保険料は猶予されます。10年以内であれば、あとから納めること（追納）が可能です。追納保険料は古い月分から納付することとなります。
- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく土日夜間も行っています。
- 卒業または退学等の理由で学生でなくなった場合は、一般免除・納付猶予制度をご利用ください。

☎ 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650（自動音声②-②）
市役所市民課年金係 ☎ 72-3751（代）

令和6年度国民健康保険税特別徴収仮徴収に関するお知らせ

国民健康保険税を特別徴収（年金天引き）で納付される世帯へ仮徴収の通知を送付します。

- ・発送日：令和6年4月初旬
- ・対象世帯：令和6年2月に特別徴収（年金天引き）で納付している世帯や新たに特別徴収の要件に該当する世帯（ただし、世帯主が該当年度中に75歳に到達する場合は除きます）
- ・内容：令和6年4月期、6月期、8月期に天引きされる仮徴収保険税。各納期の保険税は、令和6年2月期と同額です。

◎特別徴収とは

世帯内の国保加入者全員が65歳以上である等（その他の要件あり）要件を全て満たす世帯は、国保税が特別徴収（年金天引き）となります。国保税の年間税額は、毎年7月に課税年度の前年中の所得を元に算定して決定します。そのため、年間税額が決定するまでは、「仮徴収期間」として、同年2月と同額の国保税を4月・6月・8月に納めることになります。

7月に年間税額が決定した後は、仮徴収期間に納めた額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることになります。

ただし、特別徴収の要件を満たさなくなった場合は、普通徴収（納付書による納付等）に変更になる場合があります。

※原則として世帯主の年金から天引きになりますが、口座振替による納付をご希望の場合は、国民健康保険課へお問い合わせください。

☎ 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

4月生きいき教室日程表

| 平良地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|-------|------------------------|-----|------------|----------------------|
| 老福(A) | 1(月)、8(月)、15(月)、22(月) | 10時 | 平良老人福祉センター | 社協 平良支所 ☎ 72-3193 |
| 老福(B) | 2(火)、9(火)、16(火)、23(火) | | 平良老人福祉センター | |
| 西原・下崎 | 3(水)、10(水)、17(水)、24(水) | | 下崎公民館 | |
| 荷川取 | 4(木)、11(木)、18(木)、25(木) | | 荷川取公民館 | |
| 狩俣 | 5(金)、12(金)、19(金)、26(金) | | 狩俣集落センター | |

| 城辺地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|------|------------------------|-----|----------|----------------------|
| 砂川 | 1(月)、8(月)、15(月)、22(月) | 10時 | 社会福祉センター | 社協 城辺支所 ☎ 77-7594 |
| 西城 | 2(火)、9(火)、16(火)、23(火) | | | |
| 城辺 | 4(木)、11(木)、18(木)、25(木) | | | |
| 福嶺 | 5(金)、12(金)、19(金)、26(金) | | | |


| 上野地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|--------------------|------------------------|-----|------------|----------------------|
| 大嶺・野原・新里 高田・名加山 | 1(月)、8(月)、15(月)、22(月) | 10時 | 上野老人福祉センター | 社協 上野支所 ☎ 76-2540 |
| 宮国・豊原 上野・名加山 | 4(木)、11(木)、18(木)、25(木) | | | |

| 下地地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|---------------------|------------------------|-----|-------|----------------------|
| 川満・棚根・入江 嘉手苅・高千穂 | 2(火)、9(火)、16(火)、23(火) | 10時 | 下地公民館 | 社協 下地支所 ☎ 76-2540 |
| 上地・洲鎌・来間 | 3(水)、10(水)、17(水)、24(水) | | | |
| 与那覇 | 5(金)、12(金)、19(金)、26(金) | | | |

| 伊良部地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|---------|-----------------------|-----|-------------|-----------------------|
| 伊良部・佐良浜 | 2(火)、9(火)、16(火)、23(火) | 10時 | 伊良部老人福祉センター | 社協 伊良部支所 ☎ 78-5973 |

| 池間地区 | 日にち | 時間 | 場所 | 連絡先 |
|------|------------------------|-----|---------------|-----------------------|
| 池間 | 4(木)、11(木)、18(木)、25(木) | 15時 | 池間島離島振興総合センター | きゅーぬふから舎 ☎ 75-2870 |

宮古島市 児童生徒選手派遣補助金
3月派遣分の申請書提出
★4月15日×切★
※期日厳守※
詳しくはHPでご確認ください。▶▶▶



令和6年度の県内派遣補助額は、3月28日以降に正式決定の見込です。決まり次第HPにてお知らせします。
☎ 学校教育課 ☎ 72-9959 または各小中学校へ

そらうみ法律事務所
SORAUMI LAW OFFICE

無料出張相談会を定期的に開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属
弁護士 長尾 大輔 (宮古島で7年余り執務していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索

広告

4月の図書館

新着図書 宮古島市立図書館 ☎ 72-2235

休館日 毎週月曜日
公休日：30日(火) 昭和の日の振替
蔵書点検による休館
10日(水)～18日(木)

児童書



・ **ぼくらの④課外授業** 佐和みずえ || 作 仁保知行 || 絵
★「ねえ、ユーレイの正体をつきとめない？」学童クラブで起きた突然のユーレイ騒動は意外に現実的な結末に・・・。

・ さかさしりとり 林木林 || 作 大竹悦子 || 絵
・ 気をつけよう！課金トラブル①トラブル事例～家族のカードで勝手に課金！？ 高橋暁子 || 監修
・ 図画工作 de たのしい作品づくり すみながし・マーブリング 柴田芳作 || 監修

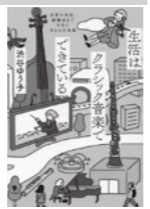
郷土書



・ **悪夢たちの楽園** 小里巧 || 著
★宮古島を舞台とした、用地買収をめぐる問題や SNS の闇を描いたミステリ作品です。

・ 沖縄県の歴史 山川出版社 || 出版
・ ファミレス行こ。上 和山やま || 著
・ 沖縄・奄美の島々を彩る歌と踊り 久万田晋 || 著

一般書



・ **生活はクラシック音楽でできている** 渋谷ゆう子 || 著
★私たちの日常にはクラシック音楽が溢れている。クラシック音楽には全然馴染みがないという方でも聴いてみると知ってる！？意外と身近なクラシック音楽について読んでみませんか♪

・ 仕事も人生もうまくいく 実践アドラー心理学 梶野真 || 監修
・ 社会問題のつくりかた 困った世界を直すには？ 萩上チキ || 著
・ 左右田に悪役は似合わない 遠藤彩見 || 著

電子図書館



・ **とびきり美味しい疲れ果てごはん もはや動けないって時はこれつくろ！** 山本菜月 || 著
★包丁もまな板も使わない！すごく簡単なのに疲れた体に染み入るレシピ91品を紹介。

・ かあさんのこもりうた こんのひとみ || 作 いもとようこ || 絵
・ Gorsch the cellist(通じる英語はリズムから) 松香洋子 || ぶん
・ だじゃれことわざ かなもり さちこ || 作

※図書館の本を破いてしまった方は、ご自身で修理せずに、そのまま図書館カウンターまでお持ち下さい。

蔵書点検による休館のお知らせ

宮古島市立図書館は、蔵書点検作業のため下記の期間、休館します

期間：4/10(水)～4/18(木)

※返却は、入り口前のポストをご利用ください。

※休館中でも、電子図書館は通常通りご利用いただけます。▶▶▶



電子図書館 QR コード

4月の博物館



休館日 毎週月曜日
昭和の日振替：30日(火)

「子ども博物館講座」受講生を募集します！

「子ども博物館講座」では、体験活動をとおして宮古の歴史や文化、自然について楽しく学ぶことができます。みんなで宮古の“ものしり博士”になろう！！

対象：市内小学校新4年生～新6年生 回数：全5回

定員：30名 ※定員に達し次第締め切り

4月2日(火)から募集開始

申込み等については、電話または直接博物館までお越しください。



博物館 HP

問い合わせ 宮古島市総合博物館 ☎ 73-0567

令和6年度 慰霊巡拝の実施について

沖縄県より令和6年度慰霊巡拝の実施につきましてお知らせがあります。

《遺族の範囲》慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟、姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥、姪であること。
《費用》所要額の3分の2(所要額の3分の1は厚生労働省が支給)

【日程表】

| | 実施地域名 | 実施予定期間 | 実施期間 | 募集予定人員 | 宮古島市申込締切日 |
|----|-----------------|---------------------------|-------|--------|-----------|
| 1 | カザフスタン共和国 | 8月20日(火)～8月28日(水) | 9日間 | 15名 | 4月8日(月) |
| 2 | 東部ニューギニア | 8月26日(月)～9月3日(火) | 9日間 | 20名 | 4月12日(金) |
| 3 | モンゴル国 | 9月4日(水)～9月11日(水) | 8日間 | 15名 | 4月18日(木) |
| 4 | インドネシア(第1班) | 9月4日(水)～9月13日(金) | 10日間 | 15名 | 4月23日(火) |
| | インドネシア(第2班) | | | | |
| 5 | 北ボルネオ | 9月27日(金)～10月4日(金) | 8日間 | 15名 | 5月10日(金) |
| 6 | ソロモン諸島 | 10月3日(木)～10月11日(金) | 9日間 | 10名 | 5月21日(火) |
| 7 | ウズベキスタン共和国 | 10月17日(木)～10月25日(金) | 9日間 | 15名 | 6月3日(月) |
| 8 | フィリピン(第1次)(第1班) | 11月20日(水)～11月29日(金) | 10日間 | 40名 | 6月21日(金) |
| | フィリピン(第1次)(第2班) | | | | |
| 9 | 硫黄島(第1次) | 11月中旬 | 2日間 | 100名 | 7月上旬 |
| 10 | マリアナ諸島 | 12月6日(金)～12月13日(金) | 8日間 | 15名 | 7月19日(金) |
| 11 | フィリピン(第2次)(第1班) | 令和7年 2月19日(水)～2月28日(金) | 10日間 | 40名 | 9月25日(水) |
| | フィリピン(第2次)(第2班) | | | | |
| 12 | 硫黄島(第2次) | 2月中旬 | 2日間 | 100名 | 10月中旬 |
| 13 | ミャンマー※ | 3月上旬 | 1週間程度 | 15名 | |

※13については現地の情勢等を踏まえ、参加者の募集を当面見合わせることにしております。募集の目処が立ち次第改めて連絡します。

☎生活福祉課地域福祉係 ☎ 73-1981

【こどもの歯 治療から予防へ】

宮古島市の子どものおし歯有病率は、これまで県の平均を大きく上回る状況がつついておりましたが、ここ数年は年々減少傾向が見られています。積極的に定期検診を受診し、おし歯にならないよう家庭での予防を実践していきましょう。
※令和6年4月から2歳児歯科検診(フッ化物塗布事業)を予定しています。



【家庭でできる 虫歯予防】

☆仕上げ磨き・・・小学校低学年頃は乳歯と永久歯が生えかわる大切な時期です。しっかり磨けるまでは大人のサポートが必要です。
☆規則正しい食事習慣・・・食事の時間が長かったり、間食が多いとお口の中が酸性に傾きおし歯になりやすい状態になります。アメやガム、グミなどは、だらだら食べになりやすいので注意が必要です。
☆フッ化物塗布・・・塗布することで生え始めの歯を強くし、おし歯の活動を抑える働きもあります。

☎家庭保健課母子保健係 ☎ 73-4572

■乳幼児健診・健康相談4月予定表

※予定は変更する場合があります。

| 健診 | 日にち | 時間 | 場所 |
|--------------|-------|-------------|------------------------------------|
| ★ 4 か月 健診 | 26(金) | 9:00～10:00 | 宮古島市 保健センター (宮古島市役所 同敷地内) |
| ★ 10 か月 健診 | 26(金) | 13:00～14:00 | |
| ★ 1 歳 半 健診 | 27(土) | 9:00～10:00 | |
| ★ 3 歳 半 健診 | 27(土) | 13:00～14:00 | |
| ★ マタニティースクール | 23(火) | 14:00～16:00 | |

※乳幼児健診の対象児には健診日の1～2週間前に封書で通知します。

対象児の生年月日については、宮古島市ホームページをご確認ください。

※母子手帳発行、赤ちゃん計測は予約制です。(予約：家庭保健課母子保健係 ☎ 73-4572)



| 相談 | 日にち | 時間 | 場所 |
|--------|------------------------|-------------|-------|
| ★ 健康相談 | 3(水)、10(水)、17(水)、24(水) | 14:00～16:00 | 健康増進課 |

(健康増進課ヘルスサポート係 ☎ 72-4704)

i 税務課資産税係からのお知らせ

令和6年度（2024年度）固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について地方税法第416条の規定により、令和6年度（2024年度）の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

- 1 縦覧場所
宮古島市役所1階 税務課
- 2 縦覧期間
令和4月1日（月）～令和5月31日（金）
9時～17時（※土、日、祝日、12:00～13:00は除く）
- 3 縦覧できる人
宮古島市に土地、家屋を有する納税者又はその代理人（同居の家族、相続人、納税管理人、共有者も同様に縦覧できます）
- 4 縦覧に必要な書類等
本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、代理人の場合は委任状が必要となります。**☎** 税務課 資産税係 **☎** 72-3751(代)

i 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局 **☎** 0980-72-2639



i 2～5月は「春のあんしんネット・新学期一斉行動期間」です

インターネット上には犯罪や薬物に誘う内容、著しく残虐、またはわいせつな内容等の有害情報が氾濫しています。

青少年のインターネット利用が拡大する中、ネット上でトラブルや犯罪に巻き込まれないために、保護者はどうしたら良いでしょうか。

子どもたちの安全なインターネット利用について、保護者が押さえておきたいポイント等詳しく載っていますので詳細は子ども家庭庁HPをご覧ください。

「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント～子どもたちが安心して楽しく使うために～」



i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「（相続人代表者指定届兼）固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係 **☎** 72-3751(内線2448、2451)

i 市民課からのお知らせ

4月1日～3日、繁忙期の住民票異動に関するお知らせ

市民課の4月初旬は1年間でもっとも窓口が混雑する期間となります。そのため、待ち時間が長時間になることが見込まれる数日間、下記のとおり住民票異動届の受付時間を延長対応いたします。

期間：4月1日（月）～3日（水）
受付：8時30分～18時30分（うち延長時間：17時15分～18時30分）

※あくまでも、住民票異動届（転入・転出）の延長時間です。それ以外の市民課での手続きは通常どりの時間となります。

※4月1日～3日の期間に限り、転入直後の離島割カードの発行、印鑑登録のお手続きはできませんので、後日所いたたくこととなります。

☎ 市民課 窓口係 **☎** 72-3751(代)

証明発行・離島割カード発行について

各種証明書の発行や離島割カードの発行は、市役所（本庁）以外でも可能です。市役所（本庁）の市民課窓口は大変混み合います。お急ぎの方は各出張所のご利用もご検討いただくようお願いいたします。

【各出張所の住所】
下地出張所：下地字上地505番地（郵便局隣 下地公民館内）
上野出張所：上野字上野395番地1（旧上野庁舎内）
城辺出張所：城辺字福里600番地1（旧城辺庁舎内）
伊良部出張所：伊良部字前里添1056番地1（伊良部公民館内）

GoogleMapでの確認はQRコードから ▶▶▶



☎ 市民課 窓口係 **☎** 72-3751(代)

i 国民健康保険課からのお知らせ

4月は、転入・転出、就職・退職等による国民健康保険の届出で窓口が混み合います。特に、4月1日から5日までは大変混み合います。時間に余裕をもって来庁するようお願いいたします。また、各届出に必要な書類についてはホームページ等で事前に確認ください。

国民健康保険に「加入する」「やめる」は、届出なしに自動的にできませんので、世帯主の方は必ず届出をしてください。

☎ 国民健康保険課 **☎** 73-1973

i 障害者自動車運転免許取得・改造費助成事業について

障がい者の就労や社会復帰の促進を目的とした事業です。自動車運転免許取得に要する費用及び、自ら所有し運転する自動車の改造費の一部を助成します。詳しくは下記まで。

☎ 障がい福祉課 庶務給付係 **☎** 72-1975



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：4月30日（火）

- ・介護保険料普通徴収随2期
- ▶高齢者支援課 介護保険料係 **☎** 73-1964



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・4月11日（木）25日（木）17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 **☎** 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金（祝祭日除く）
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 **☎** 72-3193



無料人権相談

- ・4月16日（火）13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
- ・4月17日（水）14時～16時
場所：女性若者活動促進施設（伊良部）
- お問合せ：地域振興課 **☎** 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 家庭保健課 **☎** 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時 / 13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 **☎** 73-2695
- ・消費者ホットライン **☎** 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：4月10日（水）、24日（水）
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 **☎** 73-4905

i 犬・猫を飼っている
飼い始めた時は

■令和6年度 狂犬病予防接種について

今年度の集合注射は、安全面、衛生面を考慮し中止になります。かかりつけの動物病院にて、通知ハガキまたは犬鑑札を持参の上、予防接種を受けて下さい。なお、宮古島市にお住まいで犬の登録がまだの方は、動物病院にて登録できますので、予防接種と一緒に登録をお願いします。

※犬の所有者は、飼い犬へ狂犬病予防注射を毎年1回（4月～6月の期間）受けさせる義務があります。（狂犬病予防法第5条）



■令和6年度 犬・猫の去勢・避妊手術支援事業

■助成金額

| (1頭) | 去勢手術 | 避妊手術 |
|------|--------|---------|
| 犬 | 5,000円 | 10,000円 |
| 猫 | 2,500円 | 5,000円 |

※手術費用から助成金額を差し引いた額を病院に支払う。なお、病院によっては、手術金額が異なる場合があります。

■必要条件
犬の手術：犬の登録、令和6年度狂犬病予防注射の接種済み
猫の手術：マイナンバーカード及び離島住民割引カードのコピーまたは住民票（3ヶ月以内に発行されたもの・コピー可）
運転免許証は不可（市民であることの証明にならないため）



■動物病院

赤嶺獣医科医院（宮古島警察署隣り）☎72-7976
麻布十番犬猫クリニック（県道城辺線）☎79-8612
ちばな動物病院（バイパス通り）☎73-8853
宮里動物病院（バイパス通り）☎73-6130

問 環境保全課 ☎79-5283

【家電を正しくリサイクルしましょう】

家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）を処分するには、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

■買い換えの場合
買い換えするお店に依頼してください。
■処分するだけの場合
その製品を購入したお店に依頼してください。
電器店ででの処分は、購入した店舗以外でも依頼可能です。
または、郵便局でリサイクル料金を支払い、領収印の押されたりサイクル券を持参して宮古島市クリーンセンターへ自己搬入してください。

問 環境保全課 ☎79-5283

! 墓地建設について

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作
ることは違法です！
（市に相談・申請・許可が必要です。）

平成26年3月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されております。お墓を建てる際には、申請の60日前までに一度ご来庁いただき、事前に相談してください。（同条例施行規則第3条）

～墓地建設許可の大まかな流れ～
①市役所へ事前相談（申請の60日前まで）
②申請
お墓を建てたい場所の近隣住民や自治会への周知、説明、意見聴取（申請者が実施）を踏まえて申請。

③審査
市条例、内部規定に基づいて設置場所等が基準を満たすか否かの審査。
④審査結果

「許可」、「不許可」を判断します。
申請内容によっては基準を満たさない場合、「不許可」になることもあります。

⑤墓地建設工事
許可をされた場合、墓地建設現場に「墓地建設の工期」、「計画者の氏名・住所」、「業者の氏名・住所」が記載された標識を設置する。

⑥工事完了
工事終了後は、完了届の提出。
※お墓の建設に関してはまず相談を！

問 環境保全課 ☎79-5283

! 不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下（法人は3億円以下）の罰則が科せられます。

※違法行為をやめましょう。
日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄をされない環境づくりをすることも大切です。
ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません（廃掃法第5条「清掃の保持」による）。不法投棄防止にご協力ください。

問 環境保全課 ☎79-5283

i 農業共済のお知らせ

リスクに備え、安心・安定の農業経営
のため農業経営収入保険
に加入しましょう。



収入保険は、自然災害、事故や病気、市場変動等により減少した農業収入を補填する国の制度です。予測できないリスク等に備え、収入保険に加入しましょう。

■加入対象
青色申告を行っている農業者（個人・法人）

■対象収入
農業者が自ら生産した農産物の売り上げ（所得ではありません）

■責任期間
個人（1月～12月）、法人（事業年度の1年間）

宮古島市は沖縄県農業共済組合の農業共済保険加入者
に対し、農家負担金の一部を補助します

補助の内容は以下のとおり

- ・さとうきび共済
- ・園芸施設共済
- ・収入保険



自然災害に備えるためにも、農家の皆様はぜひ加入を宜しく願います。

問 沖縄県農業共済組合宮古支所 ☎72-4724

i ハンセン病の相談窓口が
開設されました

このたび、宮古合同庁舎1階にハンセン病に関する相談窓口「ゆうな相談センター宮古」が開設されました。ハンセン病に関するお悩みありませんか？

例えば、

- ・現況届けを出したい
 - ・役所などでの手続きがわからない
 - ・病院に行きたいけど1人では行きにくい
 - ・その他、生活（買物やそうじ）での困ったこと
- ハンセン病回復者の皆様、家族の方、関係機関の皆様、身近な相談窓口としてどうぞご利用ください。（まずはお気軽にお電話ください。）



ゆうな相談センター
宮古開所案内



沖縄県ゆうな協会

問 ゆうな相談センター宮古
場所：沖縄県宮古合同庁舎1階
窓口対応日：毎週火・木曜日（午前9時から午後5時まで）
☎080-9853-4577（月～金可）

i 肉用牛農家対象
畜産課事業説明会について

肉用牛農家を対象とした、令和6年度畜産課事業説明会を開催します。本年度実施する事業について説明しますので、ご参加をお願いいたします。

■日時：令和6年4月12日（金）14時～
■場所：宮古島市役所総合庁舎・2階大ホール
■問合せ：宮古島市畜産課 Tel：79-7814
※説明会終了後より各事業の申請可能です。当日ご希望される方は必要書類を事前にご確認の上、印鑑、通帳をお持ちください。

問 畜産課 ☎79-7814

i 宮古島市畜産物出荷奨励
補助金について



・申請時に、「と畜証明書」を添えて提出
・初回申請時には「出荷計画書」を記入。

■対象者
牛、豚、山羊を、と畜する者（牛については宮古食肉センターの定める一般牛と子牛のみ）

■申請期間
毎月と畜した実績を翌月5日までに申請
※5日が土日祝祭日の場合はこれらの日の翌日期限とします。

※ただし、3月分については3月末日までの申請となります。
※必要書類：と畜した実績が記載されている「と畜証明書」

■受付場所
宮古島市役所農林水産部畜産課
（総合庁舎3階）☎79-7814



■交付条件
①宮古島市に住所を有する生産者であること
②宮古島市で生産される畜産物であること
③宮古島市の公的義務（市税、負担金、使用料等の納付）の滞納がないこと

問 畜産課 ☎79-7814

i 家具などの再利用について

使える家具等に処理券を張って捨てていませんか。もったいないという品物がありましたら、粗大ゴミ処理券にリサイクルの「リ」の字をマジックで書いて粗大ゴミの日に出してください。ごみ収集車で回収しプラザ棟で検品後に展示し、譲渡されます。



問 ごみ減量、再利用と資源化を推進する
クリーンセンタープラザ棟 ☎79-7810

宮古島市の人口

令和6年2月29日現在
※人口は外国人数を含む



(2月の人口動態)

転入 199 転出 218
出生 31 死亡 51

| | |
|-----|---------------|
| 総人口 | 55,657 (+104) |
| 平良 | 38,559 (+303) |
| 城辺 | 5,373 (-73) |
| 下地 | 3,005 (+6) |
| 上野 | 3,899 (-38) |
| 伊良部 | 4,821 (-94) |
| 男性 | 28,204 (+86) |
| 女性 | 27,453 (+18) |
| 世帯数 | 30,217 (+800) |

(カッコ内は前年同月比較)

「楽天トラベル 地域創生賞 イベント & ニュース」
2023 「ゴールドアワード」を受賞しました

楽天グループ株式会社が国内の宿泊施設や自治体を表彰する「楽天トラベルアワード2023」を発表し、宮古島市が「楽天トラベル地域創生賞」を受賞しました。「楽天トラベル地域創生賞」は、ふるさと納税を通じて特に応援された自治体を、ゴールド、シルバー、ブロンズ、の3種類のアワードに分けて表彰するものであり、宮古島市は今回、全国から3自治体のみが選ばれる「ゴールドアワード」に選定されました。市では、今後も多くの寄附者から選んでいただけるよう、ふるさと納税における返礼品の充実・発信等に取組んでいきます。



座喜味市長にトロフィーを贈る楽天グループ株式会社の山嶋さん(左)

「赤十字功労者受章」を受賞しました

赤十字事業の推進に貢献したとして、日本赤十字社沖縄県支部主催「令和6年沖縄県赤十字大会」において、本市より赤十字奉仕団3名を含む4名、法人5社が表彰されました。赤十字奉仕団仲原委員長ら役員とともに座喜味市長へ受章を報告しました。各受章者は次の通り。(敬称略)
【金色有功章】 上地伸栄
【銀色有功章】 株式会社野津商事、株式会社寄川商会、株式会社興武測量設計、住宅情報センター株式会社、有限会社カイハウ計画
【感謝状】 下地栄子、與那覇教子、下地和枝



受賞者と赤十字奉仕団の皆さん

2024年4月クルーズ船主な入港予定(3月12日時点)

| | | | | | | | |
|-------|---|-------|------------|-------|---|------|---------|
| 04/02 | 火 | 7:00 | ドリーム | 04/15 | 木 | 8:00 | コスタセレナ |
| 04/03 | 水 | 8:00 | シーボーンオデッセイ | 04/16 | 火 | 8:00 | メディテラニア |
| 04/08 | 月 | 7:00 | ドリーム | 04/30 | 火 | 7:00 | ドリーム |
| 04/11 | 木 | 12:00 | メディテラニア | | | | |
| 04/13 | 土 | 8:00 | コスタセレナ | | | | |

最新の入港予定はこちらから
または
インターネット検索で
「宮古島市クルーズ船」



※予定は変動する可能性があります。

問 港湾課 ☎ 72-4876

特別職国家公務員への道 自衛隊への就職案内

| 募集項目 | 受験資格 | 志願受付期間 | 試験期日 |
|--------|--------------|----------------------------|---------------------------|
| 一般曹候補生 | 18歳以上33歳未満の者 | 3月1日(金)～5月7日(火) | 1次:5月17日(金)～26日(日)のいずれか1日 |
| 自衛官候補生 | 18歳以上33歳未満の者 | 年間を通じ募集 | お問い合わせください |
| 予備自衛官補 | 一般 | 18歳以上52歳未満の者 | 4月6日(土)～21日(日)のいずれか1日 |
| | 技能 | 18歳以上で保有する資格に応じ53歳～55歳未満の者 | |

資料請求



問 自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所 ☎ 72-4742

障害者差別解消法がかわります
令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指し、障害者差別解消法が制定されています。事業者の皆様もどのような取組ができるか考えていきましょう。

改正後

| | 行政機関等 | 事業者 |
|-----------|-------|-------------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務 ⇒義務 |

詳しくは
ここから



内閣府 HP



不当な差別的取扱い 禁止
●障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間を制限すること、障害のない人には付けられない条件をつけること等は禁止されています。

合理的配慮 令和6年4月1日～事業者も義務
●障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された時には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

問 障がい福祉課 ☎ 73-1975 出典：内閣府資料

漁業権対象種の水産動植物を採捕しないで下さい

宮古島市では、共同漁業権(第22号)により、県の免許を受けた漁業協同組合(漁協)の組合員以外、原則として下記の水産動植物を採捕することができません。

組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴され、100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

※原則として漁業協同組合員以外の採捕はできません。

| 海藻類 | 水産動物 | 貝類 |
|--|--|---|
| ヒトエグサ(あーさ) モズク(すぬい) クビレツタ(んぎゃふ・海ぶどう) | ウニ類(かずさ・かずつあ) シラヒゲウニなど イセエビ類(さずい) ゴシキエビなど セミエビ類・ゾウリエビ類 ナマコ類(ふうつきずい) 全種類 タコ類(たく) シマダコなど | シャコ貝類(にごう) ヒメジャコなど サラサバテイ(たかせがい) ヤコウガイ(やこうがい) マガキガイ(ていらじゃ) サザエ類(んな・びしんな) チョウセンサザエなど |

※上記の動植物の他に水産資源の保護のため、沖縄県漁業調整規則において採捕が禁止されている動物(造礁サンゴ類、ウミガメ類(卵を含む)など)採捕禁止期間や体長サイズ(殻長や体長など)が設定されている水産動物があり、漁業協同組合員であっても罰則の対象となります。

(漁業協同組合員が採捕する際には、知事許可や漁業調整委員会の承認が必要)

サンゴ類を販売目的で採捕することは禁止されており、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

詳しくは、沖縄県農林水産部水産課ホームページをご覧ください。また沖縄県宮古農林水産振興センター・宮古海上保安部・宮古島市水産課・各地域の漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

問 沖縄県宮古農林水産振興センター ☎ 72-2365 水産課 ☎ 74-2212